

第109回定時株主総会資料

(電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

● 事業報告

「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」
「内部統制システムの運用状況の概要」

● 連結計算書類

「連結株主資本等変動計算書」
「連結注記表」

● 計算書類

「株主資本等変動計算書」
「個別注記表」

● 監査報告

「連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書」 謄本
「会計監査人の監査報告書」 謄本
「監査役会の監査報告書」 謄本

第109期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）

センコーグループホールディングス株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第16条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

事業報告

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

(1)取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①グループ全体のサステナブル経営を推進するために、サステナブル推進会議を設け、その統括管理の下、各委員会（コンプライアンス、リスク管理、環境推進、社会価値向上）を設置する。また、グループの内部統制活動を継続し高度化を図るために内部統制委員会を設置する。
- ②グループ全体の企業倫理・法令順守の強化に向けて「センコーグループ企業行動規準」を定め、それを推進するために各委員会を設け、周知徹底、充実を図るとともに、通報制度として「企業倫理ヘルプライン規程」を定める。
- ③取締役会は、「取締役会規程」及び「職務権限規程」の定めるところに従い招集し、決議を行う。
- ④監査役は、法令及び監査役会において定める監査方針に従い、取締役及び執行役員の職務執行を監査する。
- ⑤監査室（内部監査部門）は、適切な業務運営体制を確保すべく、内部監査を実施し、その結果を代表取締役及び監査役会へ報告する。

(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役及び使用人の職務の執行に係る情報は、「機密管理規程」並びに「情報セキュリティ規程」に基づき、それぞれの職務に従い適切に保存、管理する。

(3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社グループが直面するリスクに対し、組織的かつ適切な予防及び善後策を講じるために、「リスク管理規程」を定め、各リスクの統括部門は、グループ全体のリスクの低減、発生時の適切な対応等に向けた規則等を制定し、周知する。
- ②リスクが現実化し、重大な損害の発生が予測される場合は、当該リスクを統括する部門及びリスクの発生が予測される部門が協働して、取締役会に報告を行う。
- ③監査室は、リスク対策等の状況を検証し、代表取締役及び監査役会へ報告する。

(4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役、執行役員及び重要な使用人が適切かつ効率的に職務を執行するために、「取締役会規程」及び「職務権限規程」を定め、権限と責任を明確にする。
- ②会社に影響を及ぼす重要事項については、多面的な検討を経て慎重に決定するため、会議体を組織し、審議する。

(5)当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
グループ会社は経営報告を作成し、グループ会社統括部門、当社監査役等に提出する。

ロ 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社グループが直面するリスクに対し、組織的かつ適切な予防及び善後策を講じるために、「リスク管理規程」を定め、各リスクの統括部門は、グループ全体のリスクの低減、発生時の適切な対応等に向けた規則等を制定し、周知する。
- ②グループ会社においてリスクが現実化し、重大な損害の発生が予測される場合は、当該リスクを統括する部門及びリスクの発生が予測されるグループ会社が協働して、リスクを統括する委員会に報告を行う。
- ③監査室は、グループ会社の管轄部門と連携して、リスク対策等の状況を検証し、代表取締役及び監査役会へ報告する。

ハ 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

グループ会社の取締役及び使用人が、適切かつ効率的に職務を執行するために、「職務権限規程」及び「職務権限表」並びに「海外現地法人職務権限表」を定め、グループ全体の統一的な管理体制の確立を図る。

ニ 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①グループ全体のサステナブル経営を推進するために、サステナブル推進会議を設け、その統括管理の下、各委員会（コンプライアンス、リスク管理、環境推進、社会価値向上）を設置する。また、グループの内部統制活動を継続し高度化を図るために内部統制委員会を設置する。
- ②グループ全体の企業倫理・法令順守の強化に向けて「センコーグループ企業行動規準」を定め、それを推進するために各委員会を設け、周知徹底、充実を図るとともに、通報制度として「企業倫理ヘルプライン規程」を定める。

- ③グループ会社の取締役及び使用人は、職務の執行にあたり「職務権限規程」及び「職務権限表」並びに「海外現地法人職務権限表」を順守する。
 - ④監査役は、グループ会社の監査役との連携を図り、グループ全体の監視・監査を実効的かつ適正に行えるような体制を構築する。
 - ⑤監査室は、グループ全体の適切な業務運営体制を確保すべく、グループ会社の管轄部門と連携して監査を実施し、その結果を代表取締役及び監査役会へ報告する。
- (6)監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査室所属の使用人が監査役会の職務を補助する。
- (7)前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役による当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査室所属の使用人の人選等については、監査役会の意向を尊重し、当該使用人は監査役の指示に適切に対応する。
- (8)当社の取締役及び使用人、並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
当社の取締役及び使用人、並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、法定の事項に加え、下記の事項を遅滞なく当社の監査役会に報告する。
- i. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - ii. グループ全体の通報制度「企業倫理ヘルプライン」への通報状況
 - iii. 上記のほか監査役会がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項
- (9)前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
「就業規則」及び「企業倫理ヘルプライン」を定め、通報者に対する不利益な取扱いを禁止する。
- (10)監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行につき、費用の前払い等を請求したときは、請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、これを拒むことはできない。

(11)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役は、取締役会に出席する他、サステナブル推進会議等の重要会議に出席するとともに、毎年1回、取締役、執行役員に対し、ヒアリングを行い、業務執行状況に関する確認書の提出を求める。
- ②監査役会は、代表取締役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、併せて必要と判断される要請を行うなど、代表取締役との相互認識を深めるよう努める。
- ③監査役会は、必要に応じて、会計監査人に対して報告を求める。

(12)財務報告の信用性を確保するための体制

「金融商品取引法」及びその他の法令の定めに従い、財務報告の信頼性と適切性を確保するため、財務諸表に係る内部統制システムを構築する。また、その仕組みが適正に機能し、運用が継続されるよう評価及び是正を行う。

(13)反社会的勢力排除に向けた体制

反社会的な勢力・団体と関係を持たず、不当な要求に屈しないことを「センコーグループ企業行動規準」に定めるとともに、不当な要求に対してはグループ全体で毅然とした対応をとる。

2. 内部統制システムの運用状況の概要

(1)コンプライアンス

「センコーグループ企業行動規準」を定め、周知徹底を図っております。
各種委員会を設け、サステナブル経営の推進を図っております。
内部通報制度として社内相談窓口及び社外の弁護士を相談窓口とする「ヘルプライン」を設け、周知し、運用しております。

(2)取締役の職務執行

「取締役会規程」、「職務権限規程」及び「職務権限表」で定められた権限・責任及び意思調整（決定）プロセスに従い、取締役会・取締役による決裁が行われており、取締役の職務執行が適切かつ効率的に行われる体制が確保されております。

取締役会では経営に関する重要事項を審議し、合理性・妥当性の判断をしている他、重要事項の報告及び監督を行っております。

「職務権限規程」及び「職務権限表」の定めに応じ、取締役会の他、各会議体により、多面的かつ慎重な審議がなされております。

(3)監査役の職務執行及び内部監査

監査役は取締役会の他、サステナブル推進会議等の重要な協議の場に出席し、取締役の職務執行、内部統制の整備・運用状況を確認しております。

また、代表取締役との意見交換並びに取締役及び執行役員に対して業務執行状況の確認をすることにより、監査の実効性を高めております。

監査役及び内部監査部門は年間の監査計画に基づいて当社及びグループ会社に対して監査を実施しております。

(4)リスク管理体制

将来発生する可能性のあるリスクを識別し、識別したリスク毎に管轄部署を定め、管理しております。

緊急事態が発生した場合は、関連部署及び現場が協働して、人命優先、物的損害（経営損失）の軽減、業務の早期再開、社会的信用の維持、地域社会への支援と貢献の観点からの対応策を実施する体制を敷いております。

(5)グループ会社管理

グループ会社は月次経営報告をグループ会社統括部門と監査役へ提出するとともに、職務執行状況を報告しております。

グループ会社の取締役及び使用人は、職務の執行にあたり、「職務権限規程」、「職務権限表」及び「海外現地法人職務権限表」に定められた権限・責任に従うとともに、重要事項については意思調整（決定）プロセスに担当部門が関与することにより、適切な職務遂行がなされる体制としております。

(6)財務報告の信用性確保

財務報告の信頼性と適切性を確保するための内部統制体制を整備・運用するとともに、内部統制委員会において整備評価と運用評価を行うことで、その体制が適正に機能しているかを検証しております。

なお、2025年9月に公表いたしました当社子会社南大阪センコー運輸整備(株)における不正行為について、内部調査委員会の調査報告書の提言を踏まえた再発防止策を策定・実施しております。

また、当社子会社センコー(株)において、無償による長時間の荷待ち及び附带作業が下請代金支払遅延等防止法違反にあたるとして、2025年12月に公正取引委員会から是正勧告を受けました。全取引先への再調査を実施し改善に取り組むとともに、ガバナンス推進体制の整備及びコンプライアンス教育の強化による再発防止策を講じております。

連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	39,483	41,100	123,051	△4,994	198,641
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△8,413		△8,413
親会社株主に帰属する 当期純利益			19,320		19,320
自己株式の取得				△8,500	△8,500
自己株式の処分		△30		1,155	1,124
利益剰余金から資本剰余金へ の振替		30	△30		－
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動		△555			△555
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)					－
当連結会計年度変動額合計	－	△555	10,876	△7,345	2,975
当連結会計年度末残高	39,483	40,545	133,928	△12,339	201,616

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					新株予約権	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当連結会計年度期首残高	2,754	△29	7,596	8,090	18,411	328	25,834	243,216
当連結会計年度変動額								
剰余金の配当					－			△8,413
親会社株主に帰属する 当期純利益					－			19,320
自己株式の取得					－			△8,500
自己株式の処分					－			1,124
利益剰余金から資本剰余金へ の振替					－			－
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動					－			△555
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)	1,969	77	2,972	2,192	7,211	△34	10,809	17,986
当連結会計年度変動額合計	1,969	77	2,972	2,192	7,211	△34	10,809	20,962
当連結会計年度末残高	4,724	48	10,568	10,282	25,623	294	36,644	264,179

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 196社

主要な連結子会社名は、「事業報告 1. 企業集団の現況に関する事項 (8) 重要な子会社の状況」に記載しております。

新規設立や取得等に伴い29社増加しております。また、合併、清算等により10社減少しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社 サムライフーム西都(株)等

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産・営業収益・当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 7社

センコー・プライベートリート投資法人等
売却に伴い1社減少しております。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社（サムライフーム西都(株)等）及び関連会社（KO-SENKO Logistics Co.,Ltd.等）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち9社については連結決算日である3月31日に仮決算を行った財務諸表を基礎としております。決算日が12月31日の連結子会社40社については、同決算日現在の財務諸表を基礎としております。但し、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの …時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等 ……移動平均法に基づく原価法

②デリバティブ ……時価法

③棚卸資産

主として、移動平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

(リース資産を除く) ……主として、定額法

②無形固定資産

(リース資産を除く) ……定額法

③リース資産 ……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金 ……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金 ……従業員に対して支給する賞与にあてるため、支給見込額に基づいて計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社グループは、主に約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識しております。これにより、主として、顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引について、当該対価の総額から第三者に対する支払額を控除した純額で認識しております。また、取引の対価は、財又はサービスを顧客に移転する時点から概ね1年以内に受領しているため、重要な金融要素は含んでおりません。

①物流事業

当社グループは、物流事業において、主として一般貨物自動車運送事業を行っておりますが、貨物の積み込み時点において当社グループの履行義務が発生すると判断し、また、履行義務が充足されるまでの期間が短期間であることから、主に貨物を積み込んだ時点で収益を認識しております。

②商事・貿易事業

当社グループは、商事・貿易事業において、石油等の販売や家庭紙の卸売を行っておりますが、主に引渡時点において顧客が当該財又は財に対する支配を獲得し、当社グループの履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。当社グループが代理人として行う財の販売についても、引渡時点において顧客が当該財に対する支配を獲得し、当社グループの履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

なお、国内の販売においては、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から顧客による検収時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

また、当社グループが関与し当社グループが在庫リスク及び価格設定の裁量権を有していない一部の取引については、他の当事者により商品が提供されるよう手配を行うことが当社グループの履行義務であり代理人として取引を行っております。

③ライフサポート事業

当社グループは、ライフサポート事業において、介護、保育事業、フィットネス事業等のサービス業を中心に行っておりますが、主に顧客への財又はサービスを提供した時点において、当社グループの履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

④ビジネスサポート事業

当社グループは、ビジネスサポート事業において、情報処理受託事業、事務代行業業、派遣事業等のサービス業を中心に行っておりますが、主に顧客への財又はサービスを提供した時点において、当社グループの履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

⑤プロダクト事業

当社グループは、プロダクト事業において、合成樹脂製簡易食品容器及び関連商・製品の製造並びに販売事業を主な事業内容としており、このような商・製品販売については、商・製品の引渡時点において顧客が当該商・製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、主に商・製品の引渡時点で収益を認識しております。なお、販売促進費の一部、及び売上割引については売上高より控除した純額を収益として認識しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法……………繰延ヘッジ処理を行っております。なお、為替予約取引について振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を、金利スワップ取引について特例処理の要件を充たしている場合には特例処理を採用しております。また、一体処理（特例処理・振当処理）の要件を満たす金利通貨スワップ取引については一体処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………デリバティブ取引（為替予約取引及び金利スワップ取引並びに金利通貨スワップ取引）

ヘッジ対象……………外貨建金銭債権債務、外貨建仕入予定取引及び変動金利借入金

ヘッジ方針……………将来の為替相場変動によるリスクのヘッジ及び金利相場変動による損失の可能性を減殺することを目的としてヘッジ会計を行っております。

ヘッジ有効性評価の方法……………ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動等を相殺するものと見込まれるため、ヘッジの有効性の評価を省略しております。

②のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、実質的判断による見積り年数で、定額法により償却を行っております。

③退職給付に係る会計処理の方法

a) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

b) 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として8年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

II. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度まで営業外収益の「雑収入」に含めて表示しておりました「助成金収入」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「助成金収入」は248百万円であります。

前連結会計年度まで特別利益の「その他」に含めて表示しておりました「投資有価証券売却益」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「投資有価証券売却益」は59百万円であります。

III. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	物流事業					
	国内物流	国際物流	海運	冷凍冷蔵 物流	その他 物流	計
顧客との 契約から 生じる 収益	385,202	70,512	42,605	73,632	2,395	574,348
その他の 収益	—	—	72	—	—	72
外部顧客 への 営業収益	385,202	70,512	42,678	73,632	2,395	574,421

	商事・貿易 事業	ライフ サポート 事業	ビジネス サポート 事業	プロダクト 事業	その他	合計
顧客との 契約から 生じる 収益	192,947	68,502	17,221	45,515	419	898,955
その他の 収益	3	—	343	244	—	664
外部顧客 への 営業収益	192,951	68,502	17,564	45,760	419	899,620

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	111,794
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	121,507
契約資産（期首残高）	1,313
契約資産（期末残高）	1,268
契約負債（期首残高）	1,551
契約負債（期末残高）	2,942

契約資産は、主として一定の期間にわたり履行義務が充足される役務提供に対し収益を認識したが未請求のものであります。契約負債は、主に顧客からの前受金であり、収益の認識に伴い取り崩しております。当連結会計年度の期首時点の契約負債残高は、概ね当連結会計年度の収益として認識しており、翌連結会計年度以降に繰り越される金額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、概ね1年以内です。

IV. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

のれんの評価

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん	22,374百万円
減損損失（のれん）	2,279百万円

- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①算出方法

企業結合により取得したのれんは、被取得企業の今後の事業活動によって期待される将来の超過収益力として、取得原価と被取得企業の識別可能資産及び負債の企業結合日時点の時価との差額で計上し、その効果の及ぶ期間にわたって、定額法により定期的に償却しております。

②主要な仮定

のれんは、M&Aにより取得した子会社の事業環境の急激な変化等により、当初の事業計画どおりに事業展開が進まない可能性があり、その場合、のれんの減損の兆候に該当することになり、減損損失の発生リスクが存在しております。なお、のれんの算定の基礎となる将来キャッシュ・フローは、経営者によって承認された事業計画を基礎とし、将来の不確実性を考慮して見積っております。将来キャッシュ・フローの見積りにおける主要な仮定は、固定費削減に係る施策等であります。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

のれん評価における事業計画は、経営者の最善の見積りによって決定されますが、将来の不確実な経済条件の変動等によって影響を受ける可能性があり、仮定の見直しが必要となった場合には翌連結会計年度の連結計算書類において、のれんの金額に重要な影響を与える可能性があります。

V. 追加情報

(株式付与E S O P信託)

(1) 取引の概要

当社は、従業員に対する福利厚生制度を拡充させるとともに、グループ共通の横串を通じた本制度を通じて、当社グループに対する帰属意識の醸成と経営参画意識を持たせ、当社グループの中長期的な業績の向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、株式付与E S O P信託を導入しております。本信託は、信託が取得した当社株式を、予め定める株式交付規程に基づき、一定の要件を充足する対象従業員に交付するインセンティブ・プランです。なお、本信託が取得する当社株式の取得資金はその全額を各対象会社が拠出するため、対象従業員の負担はありません。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額および株式数は、当連結会計年度765百万円、777千株であります。

(役員報酬B I P信託)

(1) 取引の概要

当社は、当社およびグループ子会社の取締役（社外取締役および国内非居住者を除く。）を対象に、当社グループの中長期的な業績の向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、当社グループの業績との連動性が高く、かつ透明性・客観性の高い役員報酬制度として、役員報酬B I P（Board Incentive Plan）信託を導入しております。本信託は、欧米の業績連動型株式報酬（Performance Share）制度および譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）制度と同様に、役位や業績の達成度等に応じて、当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭を取締役に交付または給付する制度です。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額および株式数は、当連結会計年度739百万円、747千株であります。

(従業員持株会支援信託E S O P)

当社は、従業員への福利厚生を目的として、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

(1)取引の概要

当プランでは、「センコーグループ従業員持株会」（以下、「当社持株会」）へ当社株式を譲渡していく目的で設立するE S O P信託が、設立後より4年にわたり当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を一括で取得し、その後、毎月一定日に当社持株会に売却を行います。

当社株式の取得及び処分については、当社がE S O P信託の債務を保証しており、経済的実態を重視する観点から、当社とE S O P信託は一体であるとする会計処理を行っております。

なお、当社は、E S O P信託が当社株式を取得するための借入に対し保証をしているため、当社株価の下落によりE S O P信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点においてE S O P信託内に当該株式売却損の借入金残債がある場合は、保証契約に基づき、当社が当該残債を弁済することになります。

(2)信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度1,904百万円、1,942千株であります。

(3)総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

当連結会計年度163百万円

(当社連結子会社における不正行為について)

当社連結子会社である南大阪センコー運輸整備株式会社において、従業員及び協力会社による不正行為の疑い（以下、「本件事案」という）が発覚しました。これを受けまして、2025年9月12日に外部の専門家を含む内部調査委員会を立ち上げて調査を行い、2025年11月11日付で同委員会より調査報告書を受領しました。

同委員会の調査結果に基づいて、本件事案による当社グループの過年度連結計算書類等への影響を検討した結果、当該期間の損益への影響は限定的であると判断し、過年度の決算の修正は行っておりません。

当社は、受領した調査結果での提言を真摯に受け止め、内部統制システムやコンプライアンス体制を一層強化するとともに、当社グループ一丸となって、再発防止策の具体的な施策に取り組んでまいりました。その結果、当連結会計年度末までに内部統制システムの強化含め、必要な改善を図っております。

VI. 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

(1) 財団を組成し担保に供している資産

(単位：百万円)

財団を組成し担保に供している資産		担保権によって担保されている債務	
種 類	期 末 帳 簿 価 額	内 容	期 末 残 高
建 物 及 び 構 築 物	128	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	220
土 地	7,292		
計	7,421	計	220

(2) その他担保に供している資産

(単位：百万円)

担保に供している資産		担保権によって担保されている債務	
種 類	期 末 帳 簿 価 額	内 容	期 末 残 高
建 物 及 び 構 築 物	1,128	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	437
土 地	6,051		
そ の 他	643	長 期 借 入 金	1,645
計	7,824	計	2,083

(注) 1. 上記のほか、宅地建物取引業法の規定により、営業保証金として、10百万円を担保に供しております。また、前払式証券の供託金に対する銀行保証として、11百万円を担保に供しております。

2. 根抵当権の極度額は6,292百万円であります。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 350,289百万円

3. 偶発債務

(1) 債権の流動化に伴う買戻義務限度額 1,874百万円

(2) 受取手形割引高、受取手形裏書譲渡高 35百万円

Ⅶ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度期首	増	加	減	少	当連結会計年度末
普通株式	175,692,457		—		—	175,692,457

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び株式数

普通株式

651,000株

3. 自己株式に関する事項

2025年12月4日開催の取締役会決議に基づき、2025年12月5日に取得した自己株式8,499百万円につきましては、会社法及び会社計算規則に基づき算定される分配可能額を超えて取得がなされていたことが判明しております。当該自己株式は、連結株主資本等変動計算書の自己株式の取得及び2026年3月31日の残高に含まれています。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月26日 定時株主総会	普通株式	(注1) 4,030	23.00	2025年3月31日	2025年6月27日
2025年11月13日 取締役会	普通株式	(注2) 4,383	25.00	2025年9月30日	2025年12月2日

(注) 1. 配当金の総額には、株式付与E S O P信託口及び役員報酬B I P信託口並びに従業員持株会支援信託E S O Pが保有する当社株式に対する配当金103百万円が含まれております。

2. 配当金の総額には、株式付与E S O P信託口及び役員報酬B I P信託口並びに従業員持株会支援信託E S O Pが保有する当社株式に対する配当金99百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	(注) 4,272	25.00	2026年3月31日	2026年6月26日

(注) 配当金の総額には、株式付与E S O P信託口及び役員報酬B I P信託口並びに従業員持株会支援信託E S O Pが保有する当社株式に対する配当金86百万円が含まれております。

VIII. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループはさらなる事業の成長を図るための設備投資計画に対する必要資金を銀行借入や社債発行により調達しております。デリバティブ取引は、商品輸入取引に係る為替変動リスク及び借入金の金利変動リスクヘッジのために利用し、投機的な取引は実施していません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに管理体制

営業債権である受取手形、営業未収入金及び契約資産は取引先の信用リスクに晒されており、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、各取引先の信用状況を把握する体制としております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、政策保有を目的とする取引先企業等の株式が主なものであり、定期的に時価を評価し、発行体の財務状況を把握しています。

営業債務である支払手形及び営業未払金、電子記録債務は、1年以内の支払期日であります。

変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、このうち長期のものの一部については、支払利息の固定化を図るために、デリバティブ取引(金利スワップ取引)をヘッジ手段として利用しています。

また、営業債務や借入金は流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは親会社への資金集中による資金の一元管理を実施し、親会社でのグループ資金決済及び調達、残高のモニタリング及び資金繰り管理を実施しております。

外貨建営業債権及び外貨建営業債務については為替の変動リスクに晒されておりますが、当社グループは、為替の変動による影響を軽減するため、原則として実需の範囲内でデリバティブ取引(為替予約取引)によるヘッジを行っています。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、「I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項」をご参照ください。

デリバティブ取引は、取引金融機関の信用リスクに晒されていますが、定期的なモニタリングにより、信用状況の検証をしています。また、当該取引に関する取引権限、取引手続、取引限度等を定めた社内規程に則り、執行・管理しています。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には一定の前提条件により合理的に算定された価額が含まれているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
1) 投資有価証券 その他有価証券	17,669	17,669	—
2) 社債	(85,000)	(80,591)	△4,408
3) 長期借入金 (1年内返済予定含む)	(222,506)	(209,968)	△12,538
4) リース債務 (1年内返済予定含む)	(46,716)	(43,305)	△3,410
5) デリバティブ取引	84	84	—

(注) 1. 連結貸借対照表計上額及び時価において、負債に計上されているものは()で表示しております。

- 「現金及び預金」、「受取手形、営業未収入金及び契約資産」、「支払手形及び営業未払金」、「電子記録債務」、「短期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- 市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額は16,110百万円です。これについては、「1) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。
- 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については含めておりません。当該出資の連結貸借対照表計上額は41百万円であります。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	17,443	—	—	17,443
その他	215	10	—	225
デリバティブ取引	—	84	—	84

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	—	80,591	—	80,591
長期借入金 (1年内返済予定含む)	—	209,968	—	209,968
リース債務 (1年内返済予定含む)	—	43,305	—	43,305

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式、国債・地方債等及び上場投資信託は相場価格、非上場投資信託は委託会社から提示された基準価額により算定しております。上場株式、国債・地方債等及び上場投資信託は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。非上場投資信託は活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

社債(1年内償還予定含む)

当社の発行する社債は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金(1年内返済予定含む)

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いた現在価値により算定しております。これらの取引につきましては、レベル2に分類しております。

リース債務(1年内返済予定含む)

リース債務の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。これらの取引につきましては、レベル2に分類しております。

デリバティブ取引

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

なお、為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されるため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。これらの取引につきましては、レベル2に分類しております。

IX. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,357円32銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 113円68銭 |

(注) 株式付与E S O P信託及び役員報酬B I P信託並びに従業員持株会支援信託E S O Pが保有する当社株式を、発行済株式総数から控除する自己株式に含めて計算しております。当該信託が保有する当社株式の期末株式数は3,467,784株、期中平均株式数は3,998,792株です。

X. 重要な後発事象に関する注記

(企業結合等関係)

取得による企業結合

当社は、2026年5月11日開催の取締役会において、Umios株式会社（以下、Umios）が保有するUmiosロジ株式会社（以下、Umiosロジ）の株式を取得して子会社化することを決議し、2026年5月11日付で株式譲渡契約を締結しました。本株式取得は、関係当局の承認その他の前提条件の充足を条件として、2026年9月1日に実行する予定です。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称	Umiosロジ株式会社
事業の内容	低温物流事業（冷蔵倉庫業・貨物利用運送事業・通関業）

(2) 企業結合を行う主な理由

当社は、2025年5月26日付「マルハニチロ株式会社と包括的業務提携契約を締結」にて公表したとおり、Umiosとの間で、物流・非物流両面における協業を通じて、両社の企業価値向上を図ることを目的とした包括的業務提携を締結しております。

当該業務提携のもと、両社は、物流管理体制の高度化、常温物流、冷凍冷蔵物流、モーダルシフト、商事・貿易、商品開発等の分野において協業可能性の検討を進めてまいりました。本件は、かかる包括的業務提携の一環として、低温物流領域における協業を一層具体化し、持続可能な物流体制の構築と事業基盤の強化を図るものです。

対象会社は、全国に冷凍冷蔵倉庫・物流拠点を有し、低温物流分野における保管、輸配送、3PL、通関等に関する知見・実績を有しております。当社は、対象会社が有する冷凍冷蔵物流領域における顧客基盤、事業運営ノウハウ及び倉庫能力と、当社グループが有する全国的な輸配送ネットワーク、営業基盤、成長投資余力、安全品質に関する知見及び人材基盤を掛け合わせるにより、対象会社の企業価値向上と当社グループの冷凍冷蔵物流事業の強化の双方を実現できるものと判断いたしました。

また、本件により、Umiosグループとの関係を一層深化させることで、両社の営業力の連携による新規顧客獲得、並びに輸配送機能の拡充を通じた3PL化の推進等収益拡大につながる施策が期待できるほか、両社拠点の相互活用、当社の輸送ネットワーク、安全品質教育システム及び人材供給機能の活用により、運営効率、サービス品質及び人材基盤の各面においてもシナジー創出が期待できることから、当社の中長期的な企業価値向上に資するものと判断しております。

(3) 企業結合日

2026年9月1日（予定）

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称

名称の変更はありません。

(6) 取得する議決権比率

51.0%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が、現金を対価に同社の株式を取得することによるものです。

2. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価（現金） 4,890百万円

取得原価 4,890百万円

3. 主要な取得関連費用の内容及び金額

現時点では確定しておりません。

4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

5. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

（資本準備金及び利益準備金の額の減少）

当社は、2026年5月21日付の取締役会において、資本準備金及び利益準備金の額の減少の件（以下、「本件」）について、2026年6月25日開催予定の第109回定時株主総会（以下、「本総会」）に付議することを決議しました。

1. 準備金の額の減少の目的及び方法

当社は、株主の皆様への継続的かつ安定的な利益還元を経営の最重要課題の一つと位置付けており、分配可能額の充実を図るため、並びに今後の機動的な資本政策及び財務基盤の安定性を確保するため、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金及び利益準備金の額を減少し、それぞれその他資本剰余金及び繰越利益剰余金に振り替えるものであります。

2. 準備金の額の減少の内容

(1) 減少する準備金の項目及びその額

資本準備金 20,000,000,000円

利益準備金 1,505,919,344円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 20,000,000,000円（資本準備金の減少額と同額）

繰越利益剰余金 1,505,919,344円（利益準備金の減少額と同額）

(3) 効力発生日

2026年6月25日（予定）

3. 日程

- | | |
|-----------------|----------------|
| (1) 取締役会決議日 | 2026年5月21日 |
| (2) 債権者異議申述公告日 | 2026年5月22日 |
| (3) 債権者異議申述最終期日 | 2026年6月22日 |
| (4) 株主総会決議日 | 2026年6月25日（予定） |
| (5) 効力発生日 | 2026年6月25日（予定） |

4. 今後の見通し

本件は、当社の純資産の部における勘定科目間の振替処理であり、当社の純資産の総額に変更を生じるものではないため、当社の業績に与える影響はございません。

なお、本件における資本準備金及び利益準備金の額の減少は、本総会において承認可決されること及び会社法所定の債権者保護手続が完了することを条件として効力を発生いたします。

（分配可能額を超えた自己株式の取得）

当社は2025年12月4日開催の取締役会において、自己株式の取得（以下、「本件取得」）について決議し、2025年12月5日に本件取得を完了いたしました。2026年3月期の決算公表後における分配可能額の再確認の過程において、本件取得は、結果として会社法及び会社計算規則により算定した分配可能額を超過していたことが判明いたしました。

これを受けまして、2026年5月21日に社外の弁護士で構成する第三者委員会を立ち上げて調査を行い、2026年6月1日付で同委員会より調査報告書を受領しました。当社は受領した調査報告書における指摘事項を踏まえ、再発防止に取り組んでまいります。

Ⅹ. その他の注記

(企業結合等関係)

取得による企業結合

株式会社ベリテ

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社ベリテ (以下、ベリテ)

事業の内容 宝飾品等の小売販売及び卸売販売

(2) 企業結合を行った主な理由

当社は、ベリテの子会社化により、総合卸売・小売事業における取扱製品の充実化、グループの知見・ノウハウを活用した新規事業展開ができると考えております。

(3) 企業結合日

2025年9月16日 (みなし取得日 2025年9月30日)

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称

名称の変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

50.1%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が、現金を対価に同社の株式を取得したためであります。

2. 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間

2025年10月1日から2026年3月31日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価 (現金) 4,629百万円

取得原価 4,629百万円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用 153百万円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん金額

2,511百万円

なお、のれん金額は、当連結会計年度末において取得原価の配分が完了していないため、暫定的に算出された金額であります。

(2) 発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力によるものであります。

(3) 償却方法及び償却期間

10年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	6,644百万円
固定資産	1,280
資産合計	7,924
流動負債	3,685
固定負債	18
負債合計	3,704

株式会社丸運

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称	株式会社丸運（以下、丸運）
事業の内容	貨物輸送、エネルギー輸送、海外物流、テクノサポート、その他事業

(2) 企業結合を行った主な理由

当社は、丸運の子会社化により、重点事業領域の一つである物流事業の拡大ができると考えております。具体的には新規商圏の拡大や輸送ネットワークの総合利用、次期成長事業分野（機工、リサイクル、国際、危険物保管、新エネルギー）のリソース相互利用が更なるシナジー創出の観点で有効であり、当社及び丸運の企業価値の向上に資すると考えております。

(3) 企業結合日

2026年3月12日（みなし取得日 2026年3月31日）

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称

名称の変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

企業結合日直前に所有していた議決権比率	0.7%
企業結合日に追加取得した議決権比率	57.0%
取得後の議決権比率	57.8%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が、現金を対価に同社の株式を取得したためであります。

2. 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間

みなし取得日を当連結会計年度末日である2026年3月31日としているため、連結計算書類に被取得企業の業績は含まれておりません。

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳	
企業結合の直前に保有していた普通株式の企業結合日における時価	217百万円
取得の対価（現金）	15,644百万円
取得原価	15,861百万円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用 383百万円

5. 被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額

段階取得にかかる差益 158百万円

6. 負ののれん発生益の金額及び発生原因

(1) 負ののれん発生益の金額

399百万円

なお、負ののれんの金額は、当連結会計年度末において、企業結合日における識別可能な資産及び負債の特定並びに時価の算定が未了であり、取得原価の配分が完了していないため、その時点で入手可能な合理的な情報に基づき暫定的な会計処理を行っております。

(2) 発生原因

企業結合時における時価純資産額が取得原価を上回ったため、その差額を負ののれん発生益として処理しております。

7. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	8,979百万円
固定資産	32,126
資産合計	41,106
流動負債	6,694
固定負債	6,020
負債合計	12,714

共通支配下の取引等

①Air Road Pty Limited

1. 取引の概要

- (1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称	Air Road Pty Limited
事業の内容	貨物自動車運送事業、倉庫事業

- (2) 企業結合日

2025年7月29日

- (3) 企業結合の法的形式

非支配株主からの株式取得

- (4) 結合後企業の名称

名称の変更はありません。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2024年9月13日）に基づき、共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として処理しております。

3. 子会社株式の追加取得に関する事項

取得の対価（現金）	3,948百万円
-----------	----------

取得原価	3,948百万円
------	----------

4. 非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項

- (1) 資本剰余金の主な変動要因

子会社株式の追加取得

- (2) 非支配株主との取引によって減少した資本剰余金の金額

2,615百万円

②中央化学株式会社

1. 取引の概要

- (1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称	中央化学株式会社
事業の内容	プラスチック製食品包装容器及びその関連資材の製造・販売

- (2) 企業結合日

2025年9月30日

- (3) 企業結合の法的形式

非支配株主からの株式取得

- (4) 結合後企業の名称

名称の変更はありません。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2024年9月13日）に基づき、共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として処理しております。

3. 子会社株式の追加取得に関する事項

取得の対価（現金） 2,109百万円

取得原価 2,109百万円

4. 非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項

(1) 資本剰余金の主な変動要因

子会社株式の追加取得

(2) 非支配株主との取引によって増加した資本剰余金の金額

2,075百万円

③AIR PLANNERS (S) PTE. LTD.

当社は、2024年11月11日開催の取締役会において、当社の連結子会社であるAIR PLANNERS (S) PTE. LTD. の株式を、当社の連結子会社であるSENKO INTERNATIONAL PTE. LTD. に現物出資することを決議し、2025年4月30日付で現物出資しました。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称 AIR PLANNERS (S) PTE. LTD. (以下、AIR PLANNERS)

事業の内容 国際航空・海上輸送事業、航空貨物代理店事業

(2) 企業結合日

2025年4月30日

(3) 企業結合の法的形式

当社が保有するAIR PLANNERS (S) PTE. LTD. の株式をSENKO INTERNATIONAL PTE. LTD. へ現物出資

(4) 結合後企業の名称

名称の変更はありません。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2024年9月13日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

④ライフサポート事業

当社は、2026年1月16日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社COSPAウエルネス、ダイヤクリーニング株式会社等ライフサポート事業の株式を、当社の連結子会社である株式会社SERIOホールディングスに譲渡することを決議し、2026年3月9日付で譲渡しました。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称	株式会社COSPAウエルネス
事業の内容	フィットネスクラブ・テニスクラブ等の経営、スポーツ施設の運営受託
結合当事企業の名称	ダイヤクリーニング株式会社
事業の内容	クリーニング事業、コインランドリー事業

(2) 株式譲渡日

2026年3月9日

(3) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式の譲渡

(4) 結合後企業の名称

名称の変更はありません。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2024年9月13日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
					別 途 積 立 金	繰越利益剰余金		
当期首残高	39,483	37,574	—	37,574	1,505	11,267	7,717	20,491
事業年度中の変動額								
別途積立金の取崩				—		△5,100	5,100	—
剰余金の配当				—			△8,413	△8,413
当期純利益				—			1,569	1,569
自己株式の取得				—				—
自己株式の処分			△30	△30				—
利益剰余金から資本剰余金への振替			30	30			△30	△30
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)				—				—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	△5,100	△1,774	△6,874
当期末残高	39,483	37,574	—	37,574	1,505	6,167	5,943	13,616

	株 主 資 本		評価・換算差額等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自己株式	株 主 資 本 合 計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△4,994	92,554	1,818	1,818	328	94,701
事業年度中の変動額						
別途積立金の取崩		—		—		—
剰余金の配当		△8,413		—		△8,413
当期純利益		1,569		—		1,569
自己株式の取得	△8,500	△8,500		—		△8,500
自己株式の処分	1,155	1,124		—		1,124
利益剰余金から資本剰余金への振替		—		—		—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)		—	1,202	1,202	△34	1,168
事業年度中の変動額合計	△7,345	△14,219	1,202	1,202	△34	△13,051
当期末残高	△12,339	78,334	3,021	3,021	294	81,649

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式 ……移動平均法に基づく原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの ……時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等 ……移動平均法に基づく原価法

(2) デリバティブ ……時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く） ……主として、定額法

(2) 無形固定資産（リース資産を除く） ……定額法

(3) リース資産 ……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金 ……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の収益は、主に子会社からの経営管理料及び受取配当金であります。経営管理料においては、子会社との契約内容に応じた管理業務を提供することが履行義務であり、業務を提供した時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益及び費用を認識しております。受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。

II. 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

「I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

Ⅲ. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	153,135百万円
関係会社株式評価損	<u>5,130百万円</u>

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

市場価格のない関係会社株式については、1株当たりの純資産額もしくは1株当たりの純資産額に超過収益力を反映させたものを実質価格としております。その評価において、実質価格が著しく低下している場合には、業績の回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、帳簿価額を実質価格まで減額をし、評価差額は損失として処理を行うこととしております。

②算出に用いた主要な仮定

超過収益力を反映した実質価格の算定及びその回復可能性が十分な証拠によって裏付けられるかどうかの判断は、当該関係会社の事業計画を基礎として行い、本事業計画に含まれる将来キャッシュ・フローの見積りにおける主要な仮定は、固定費削減に係る施策等であります。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

当該関係会社の業績は将来の不確実な経済状況や経営状況等によって影響を受ける可能性があり、上記の主要な仮定の見直しが必要になった場合には翌事業年度の計算書類において、関係会社株式の金額に重要な影響を与える可能性があります。

Ⅳ. 追加情報

(株式付与E S O P信託)

連結注記表「V. 追加情報」における記載内容と同一であります。

(役員報酬B I P信託)

連結注記表「V. 追加情報」における記載内容と同一であります。

(従業員持株会支援信託E S O P)

連結注記表「V. 追加情報」における記載内容と同一であります。

V. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	16,134百万円
2. 偶発債務	
保証債務	
仕入債務等に対する連帯保証	2,039百万円
借入金に対する連帯保証	2,151百万円
関係会社の取引に対する債務	800百万円
その他に対する連帯保証	0百万円
(注) 上記のほか、関係会社の不動産賃貸契約について、賃借人としての支払賃借料等一切の債務について、連帯保証(月額賃借料総額127百万円)を行っております。	
3. 関係会社に対する短期金銭債権	39,650百万円
4. 関係会社に対する長期金銭債権	111,316百万円
5. 関係会社に対する短期金銭債務	58,789百万円
6. 関係会社に対する長期金銭債務	546百万円

VI. 損益計算書に関する注記

1. 関係会社に対する営業収益	17,900百万円
2. 関係会社に対する営業費用	3,169百万円
3. 関係会社との営業取引以外の取引高	16,451百万円

VII. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当 事 業 年 度 期 首	増	加	減	少	当 事 業 年 度 末
普通株式	4,951,738	4,464,348		1,142,234		8,273,852

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加4,464,348株は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得4,464,200株、単元未満株式の買取りによる増加148株であります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少1,142,234株は、株式付与E S O P信託口及び、役員報酬B I P信託口並びに従業員持株会支援信託E S O Pの付与による減少1,023,134株、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少46,100株、ストック・オプションの行使による減少73,000株であります。
3. 2025年12月4日の取締役会決議に基づき、2025年12月5日に取得した自己株式8,499百万円につきましては、会社法及び会社計算規則に基づき算定される分配可能額を超えて取得がなされていたことが判明しております。当該自己株式は、株主資本等変動計算書の自己株式の取得及び2026年3月31日の残高に含まれています。

Ⅷ. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
関係会社株式評価損	2,972百万円
組織再編に伴う関係会社株式	1,708百万円
税務上の繰越欠損金	1,479百万円
関係会社貸倒引当金	1,104百万円
その他	1,665百万円
繰延税金資産小計	8,930百万円
評価性引当額	△6,595百万円
繰延税金資産合計	2,335百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△1,297百万円
その他	△36百万円
繰延税金負債合計	△1,334百万円
繰延税金資産の純額	1,000百万円

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度中にグループ通算制度の承認申請を行い、翌事業年度からグループ通算制度が適用されることとなったため、当事業年度から「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第42号 2021年8月12日）に基づき、グループ通算制度の適用を前提とした会計処理を行っております。

Ⅹ. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：百万円)

種類	会社等の 名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引の 内容	取引 金額	科目	期末 残高
子会社	センコー 株式会社	所有 直接100.00%	経営管理 賃貸等不動産 の管理 資金の貸付 役員の兼任	経営管理料 の受取 (注1)	877	—	—
				賃貸等不動 産の管理 (注2)	2,348	—	—
				資金の貸付	8,000	関係会社 長期貸付金	98,500
				利息の受取 (注3)	1,266	—	—
				グループ 資金管理 (注4)	—	未収入金	10,808
子会社	株式会社 ランテック	所有 直接100.00%	経営管理 資金の貸付 役員の兼任	経営管理料 の受取 (注1)	445	—	—
				資金の回収	472	関係会社 長期貸付金	3,324
				利息の受取 (注3)	28	—	—
				グループ 資金管理 (注4)	—	預り金	2,600
子会社	センコー商事 株式会社	所有 直接100.00%	経営管理 役員の兼任 物品の購入等	経営管理料 の受取 (注1)	101	—	—
				グループ 資金管理 (注4)	—	預り金	7,066
				債務保証 (注5)	418	—	—
子会社	株式会社 SERIOホール ディングス	所有 直接100.00%	関係会社株式 の譲渡取引 役員の兼任	関係会社株式 の譲渡代 金(注6)	14,327	未収入金	14,327
子会社	SENKO INTERNATIONA L PTE. LTD.	所有 直接100.00%	増資の引受 役員の兼任	増資の引受 (注7)	8,614	—	—

取引の条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 経営管理料につきましては、業務内容等を勘案し、双方協議の上合理的に決定しております。
- (注2) 賃貸等不動産の管理については、一般の取引条件と同様に決定しております。
- (注3) 資金の貸付は、市場金利を勘案して利率を決定しております。
- (注4) 当社ではセンコーグループ内の資金の一元管理を行っており、貸借を双方向で反復継続的に行っているため、取引金額を記載しておりません。なお、金利については市場金利を勘案して決定しております。
- (注5) 債務保証については、仕入債務等に対し、債務保証をしたものであります。なお、保証料は受領しておりません。
- (注6) 取引条件については、両者協議により決定しております。
- (注7) 増資の引受は、子会社が行った増資を引き受けたものであります。

X. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|--------------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 485円94銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | <u>9円24銭</u> |
- (注) 株式付与E S O P信託及び役員報酬B I P信託並びに従業員持株会支援信託E S O Pが保有する当社株式を、発行済株式総数から控除する自己株式に含めて計算しております。当該信託が保有する当社株式の期末株式数は3,467,784株、期中平均株式数は3,998,792株です。

XI. 重要な後発事象に関する注記

(企業結合等関係)

連結注記表「X. 重要な後発事象に関する注記」における記載内容と同一であります。

(資本準備金及び利益準備金の額の減少)

連結注記表「X. 重要な後発事象に関する注記」における記載内容と同一であります。

(分配可能額を超えた自己株式の取得)

連結注記表「X. 重要な後発事象に関する注記」における記載内容と同一であります。

独立監査人の監査報告書

2026年6月2日

センコーグループホールディングス株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 荒井 巖

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 児玉 秀 康

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 桑 垣 圭 輔

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、センコーグループホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、センコーグループホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記（資本準備金及び利益準備金の額の減少）に記載されているとおり、会社は、2026年5月21日付の取締役会において、資本準備金及び利益準備金の額の減少の件について、2026年6月25日開催予定の第109回定時株主総会に付議することを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2026年6月2日

センコーグループホールディングス株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	荒	井	巖
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	児	玉	秀 康
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	桑	垣	圭 輔

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、センコーグループホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第109期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記（資本準備金及び利益準備金の額の減少）に記載されているとおり、会社は、2026年5月21日付の取締役会において、資本準備金及び利益準備金の額の減少の件について、2026年6月25日開催予定の第109回定時株主総会に付議することを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第109期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年6月3日

センコーグループホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役	上	中	正	敦	Ⓢ	
常勤監査役	竹	谷		聡	Ⓢ	
常勤監査役 (社外監査役)	小	原	紳	一	郎	Ⓢ
監査役 (社外監査役)	岡	野	芳	郎	Ⓢ	

以上